

(様式2)

教育委員会（議案・**報告**）第17号

（所 管）学校教育部 学校保健体育課

件 名	堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
提 案 理 由	<p>本件は、令和5年4月1日に施行された堺市いじめ重大事態調査委員会条例第3条第2項の規定に基づき、11名の委員を委嘱するものである。</p> <p>なお、本件については教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日に教育長において、臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>（1）委嘱する委員の氏名及び理由 別表「堺市いじめ重大事態調査委員会名簿」のとおり</p> <p>（2）委嘱の日 令和5年4月1日</p> <p>（3）任期 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。<input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。<input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長より委嘱書を交付済である。）

報告第17号

堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

堺市いじめ重大事態調査委員会委員を次のとおり委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和5年4月1日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和5年4月24日
堺市教育委員会
教育長 粟井 明彦

(別表)堺市いじめ重大事態調査委員会委員名簿

(任期:令和5年4月1日～令和7年3月31日)

フリガナ 氏 名	所 属 団 体 等	該当条項 (堺市いじめ重大事態調査委員会条 例第3条第2項)	区 分
坂本 知可	弁護士 (兵庫県弁護士会)	弁護士	新規
野田 健人	弁護士 (兵庫県弁護士会)	弁護士	新規
角谷 菜美	弁護士 (大阪弁護士会)	弁護士	新規
樋口 隆弘	臨床心理士 (大阪府臨床心理士会)	心理士	新規
東 千冬	臨床心理士 (大阪府臨床心理士会)	心理士	新規
吉田 祐一郎	大学准教授 (大阪社会福祉会)	社会福祉士	新規
伊藤 嘉余子	大学教授 (大阪社会福祉会)	社会福祉士	新規
岡田 敏之	元大学教授 (日本生徒指導学会)	学識経験者	新規
小泉 隆平	大学教授 (日本生徒指導学会)	学識経験者	新規
阿形 恒秀	大学教授 (日本生徒指導学会)	学識経験者	新規
井上 浩史	大学教授 (日本生徒指導学会)	学識経験者	新規